

【水産林務部所管分】

令和7年第4回北海道議会定例会【予算特別委員会】開催状況

開催年月日 令和7年12月5日（金）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答弁者 水産林務部長、林務局長、水産局長
森林計画担当局長、サケマス・内水面担当課長
森林整備課長、森林保全担当課長

質問要旨	答弁要旨
一 林地開発等について （一）釧路市北斗メガソーラー建設事業者に対する行政指導について 釧路市北斗メガソーラーの建設を巡っては、事業者が森林法に基づき必要な許可を得ずに工事を進めていたため、道が森林区域での一部工事中止を勧告しました。 違法に伐採された森林0.3ヘクタールの原状復帰について、道はこれまで事業者に対して行政指導を何回行い、それぞれどのような内容であったのか伺います。 （二）自然条件に適した森林の公益的回復方法について 事業者は「道の指導に従う」という趣旨の表明を行っている」と承知しています。 一方、森林法で定められている原状復帰をどのように行うかについて、事業者は「植林を行う」と表明しているということですが、違反行為が明らかになった開発地域は湿地帯であり、事業者は違法伐採を行った後、外部から土砂を持ち込んで埋め立てを行っています。 先の決算特別委員会において知事は、森林の復旧について「自然条件に適した森林の公益的機能の回復方法について、生物多様性の観点からも検討を行う」と答弁しています。 自然条件に適した森林の公益的機能の回復方法とは、違法伐採前の環境に回復させることを目的とするものか見解を伺います。 釧路湿原特有の自然は価値があると思いますので慎重に検討していただきたいのです。 （三）生物多様性条例の具体化について 北海道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則を定めた「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を制定しています。 条例所管は環境生活部ですが、本条例は水産林務部も含めた各部において具体化し、条例趣旨の実現を図っていくものと考えております。 水産林務部において、生物多様性条例の具体化をどのように行い、林地開発においてどのように生かされてきたのか伺います。 今、答弁にあったように、その生物多様性を含めた機能回復が必要というのは大きなポイントだというふうに思います。壊されてしまったものを元に戻すというのは難しいことだと思うところです。	○ 渡部森林保全担当課長 事業者に対する行政指導についてであります。道では、釧路市北斗の太陽光発電施設の建設工事におきまして、8月末に現地調査を実施し、事業者が開発を行った4.3ヘクタールのうち、森林における開発面積が、知事の許可が必要な規模を超える0.86ヘクタールであることを確認したため、速やかに、工事の中止勧告を行い現在、事業者は工事を中止しているところでございます。 ○ 渡部森林保全担当課長 森林の公益的機能の回復方法についてであります。道では、違法な開発によって低下しました森林が持つ国土の保全や水源かん養などの公益的機能を回復するため、復旧方法につきまして、事業者から意向を聴取するとともに、釧路湿原国立公園に近く、湿地帯でもありますことから、現地の特性を踏まえ、釧路湿原の生物に詳しい方々のご意見を伺いながら、地域の自然環境に適した復旧方法の検討を進めているところでございます。 ○ 渡部森林保全担当課長 生物多様性の保全についてであります。道では、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を踏まえ、人工林の針広混交林への誘導など、生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進するとともに、条例に基づく指定希少野生動植物の保護区内の森林におきましては、多様な生態系を有する森林を保全するための取組を推進しているところでございます。 この度の、釧路市の事案は、許可なく開発された林地の原状回復を目的としており、道としては、生物多様性を含めた機能回復が必要と考え、森林の公益的機能を回復するための復旧方法につきまして、環境生活部とも連携し、生物多様性の観点からも、釧路湿原の生物に詳しい方々の意見を伺いながら検討を行っているところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（四）行政指導後の対応について 知事は１１月２１日に「地域との共生に関する知事からのメッセージ」を発出しています。 これとともに道は、行政指導の回数を３回に限定し、従わない場合は監督処分を行う方針を示しました。 釧路市北斗のメガソーラー建設事業者は既に複数の法令に違反し、度重なる行政指導が行われても尚、是正がされていない現状です。 行政指導回数の上限設定は、釧路市北斗のメガソーラー建設事業者に対しても適用し得るもののでしょうか。 【再質】 知事は、釧路市北斗のこの事業者を悪質性が高いと記者会見等で表明してきました。知事が表明した以上、森林法においても悪質性が高い事業者として厳しい対応を行う必要があると思いますが、見解を伺います。 複数の違法行為があったということですのでこの点知事に見解をお聞きしたので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。	○ 渡部森林保全担当課長 行政指導についてでございますが、道では、この度、「北海道林地開発許可に関する事務処理要領」を改正し、行政指導は最大３回までとし、正当な理由なく従わない場合や、悪質性が高い場合は、速やかに監督処分の手続きに移行することとしたところでございます。釧路市北斗の事案におきましては、現在、事業者は、道の中止勧告に従い工事を中止しておりますが、今後、改正した事務処理要領に基づき、森林内におきまして、指導に従わず工事を再開した場合や、虚偽の報告を行うなど、悪質性が高い行為が行われた場合は、監督処分に移行することとなるものでございます。 ○ 加納林務局長 悪質性の判断についてであります。１１月２１日改正した要領では森林において虚偽の内容により開発許可を受けたもの、現地調査に応じないもの、これまで監督処分を受けているものなど、悪質性が高い行為が行われた場合は監督処分に移行すると定めておりますが、本事案につきましては、９月に中止勧告を行った以後、事業者は指導に従い工事を中止しており、直ちに監督処分に移行する状況にはないと考えております。
（五）地域との共生について 知事のメッセージでは「北海道は、地域と共生できない事業は望みません」と明確に道の姿勢を打ち出しています。現に釧路市北斗のメガソーラー建設は、専門家が釧路湿原の生態系に悪影響が及ぼされる危険性を指摘し、広範な道民が建設を止めてほしいと声を上げています。地域との共生ができていないことは既に明白だと考えます。 しかし、地域との共生が大前提と強調しても、現行法の要件に適用していれば工事は進められる状況が見受けられます。法令要件を満たせば、地域との共生は守られると考えるのか。知事のメッセージを発出し、道としての対応をより厳しくする姿勢を打ち出したことで、水産林務部としてどのように対応が変わるのか。 森林法においても同様のことが考えられますが、水産林務部として地域との共生をどのように確保し、事業者に履行を求めていくのか考えをお聞かせください。 （六）違反对応事務について 「北海道林地開発許可に関する事務処理要領」の改正によって、道が悪質と判断した場合、勧告を経ずに監督処分を実施するとされました。悪質性の判断は道の裁量とされていますが、どのように判断するのでしょうか。 また、監督処分に従わない場合、事業の中止も含めた行政上の強制措置をとることは可能なかお聞きします。	○ 加納林務局長 地域との共生についてであります。道では、この度の事案を踏まえ、事業者の方々に関係法令の遵守は絶対、法令違反には厳正に対処、地域との共生が大前提との三原則をお示しし、その遵守を強く求めるメッセージを発信したところでございます。 水産林務部といたしましては、今後、違反事案に対し、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう改正した事務処理要領に基づき、市町村と緊密な連携を図りながら、厳正に対処するとともに、太陽光発電事業に伴う林地開発行為を検討する事業者に対しましては、知事からのメッセージを直接手交のうえ、法令遵守はもとより、自然環境や生活環境の保全など、地域の方々と十分に話し合い、その声に最大限配慮するなど、「地域との共生」を第一に取り組んでいただくよう求めてまいります。 ○ 渡部森林保全担当課長 悪質性の判断についてであります。この度改正した事務処理要領では、虚偽の内容により開発許可を受けたものの、現状把握時に虚偽の報告を行ったもの、現地調査などに応じないもの、これまで監督処分を受けているものなどを、「悪質性が高いもの」と定めており、道が、こうした悪質性が高い行為を事業者が行ったと判断した場合、指導や勧告などの行政指導を経ずに、ただちに中止命令などの監督処分に移行することとなるものでございます。 また、監督処分に従わない場合は、行政代執行法に基づく対応を検討することとなりますが、道では、事業者により確実に復旧が行われるよう指導を徹底してまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
確実に復旧が行われるよう指導を徹底するということ で強調していただいた、そのところに皆さんの思いが詰 まっているなと思います。 (七) 森林法の課題と国への要請について 森林法を含む法令においては、行政指導を行っても事業 者が指導内容に従わない場合、工事中止中の行政による強 制措置を行えません。これは現行法の不備と考えます。 釧路市北斗のメガソーラー建設工事では、様々な法令の 不備が明らかとなりました。水産林務部として、所管であ る森林法の課題点をどのように認識し、国にどう是正を求 めていくのかお聞かせください。 (八) 林地開発における課題是正の取り組みについて 林地開発においては、所管法令の遵守はもとより、生物 多様性条例など道庁各部共通で遵守しなければならない 法令等と一体に、本道の貴重な森林を守らなければなりま せん。違法な開発行為を許さないということは勿論、悪質 な事業者をどう排除するかといった法令の整備も課題と なり、各部は勿論、道庁全体として早急に取り組み、道民 の不安を取り除かなければならないと考えます。どのよう に取り組むのか部長の見解を伺います。 <u>いま、皆さんの思いをお聞かせいただきましたが、いま だ課題もあるということで先ほども申し上げましたが、知 事に見解をお聞きかせいただきたいので、お取り計らいを お願いします。</u>	○ 加納林務局長 森林法の課題などについてであります。本年５月の森 林法の改正により、監督処分に従わない場合、地番等が公 表できることとなり、現在、国におきまして公表内容等の 検討が行われております。 道といたしましては、より抑止力を高めるため、国に対 し、氏名等を公表できるよう要望しているほか、先日、知 事が環境大臣と面談し、早期に実効性のある規制強化など を求めたところであり、引き続き、国の検討状況を注視し てまいります。 ○ 岡嶋水産林務部長 今後の取組についてでございますが、本道の貴重な森林 と、道民の皆様の暮らしを守るためには、必要な許可を得 ずに開発行為が行われ、森林が失われた、この度の事案を 踏まえ、対策を強化する必要があると考えております。 このため、道では、関係法令の幅広い周知はもとより、 関係部局や振興局、市町村との連携を一層強化し、関係者 間の情報共有を図るとともに、悪質性の高いものは、行政 指導を経ずに直ちに監督処分に移行するなど、法令違反に は厳正に対処していく考えであり、事業者の方々に対し、 法令等の遵守を強く求め、道民の皆様の貴重な財産であり ます本道の豊かな森林を守り、次世代に引き継いでいける よう取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 ナラ枯れ被害対策について (一) 現状と課題について 1 今年度の被害状況について 質問取り下げ 2 被害木の処理方法の検討について 年々被害地域が北上しているのですが、被害木の処理方法について、そのスケジュールとともに、その処理方法について伺います。 3 被害木の利活用について 昨年 10 月にマニュアルが出来たということですが、道は「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」の被害木処理方法検討図を見ると、切り倒せないものは立木のまま薬剤で燻蒸、また、切り倒せても林外に搬出できないものはその場で積み上げて燻蒸するしかないということとは理解をいたします。しかし、搬出可能なものについてチップ化を検討する前に焼却を検討することになっていますが、被害木であっても利用可能なものはなるべく利用するべきではないかと私は考えるのですが、その点どうなのか。また伐倒燻蒸した後の被害木の処分についてもどうしているのか、お答えください。	○ 笹岡森林整備課長 被害木の処理方法についてであります、道が、試験研究機関の協力のもと、昨年 10 月に作成しました「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」では、被害木の処理方法として、処理効果の高い順に、伐倒後の焼却、伐倒後のチップ化と焼却、薬剤を用いた伐倒くん蒸、立木くん蒸の 4 種類を示し、現場の状況に応じて効果的な処理方法を選択し、処理することとしています。また、薬剤を使用する場合には、気温が低いと殺虫効果が得られないことから、11 月から翌年の 4 月上旬までの間はくん蒸処理を行わないこととしています。 また、被害木の処理時期につきましては、カシナガが被害木から羽化・脱出する翌年 5 月末までに処理を行うこととしています。 ○ 笹岡森林整備課長 被害木の利活用についてであります、道では、被害の拡大を防止する観点から、被害木処理マニュアルにおいて、現場で最も効果的な処理方法を検討できるよう複数の処理方法を示しておりまして、カシナガの成虫が生存する可能性があることから、被害木を林外搬出することが可能な場合は、チップ化ではなく、焼却を優先することとしています。 また、伐倒くん蒸につきましては、林外に被害木を搬出できない場合や、林外に搬出可能であっても被害木のあった市町村内に焼却施設や破砕施設がない場合に実施することを想定しておりまして、この場合、被害木は林内に残置されることとなります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【再質】 被害を拡げないということが最優先ということは理解するところですが、ただですね、長野県林業総合センターでは 2018 年に被害木の利用について研究報告がなされていました。研究の結果、フローリング材にしようと思ったらしいですが、これは歩留まりが悪く適さないという結果でした。ただ、燻蒸した被害木であっても 5 月に薬剤処理を行って、その覆っていた膜を除去した後 1 ヶ月程度風雨にさらしておけば、薬剤は流されて、薪などとして利用しても問題ないという確認結果なんです。白馬村では、薪だけではなくて、取り出せる木材の大きさによりますけれど、ベンチにしたりとか、あとはペン立てに加工して、公共施設に置くなど有効利用をしています。道内でも可能な限りせめてチップ化、あるいは薪としての利用を検討できないものか、見解を伺います。 本州とは状況が違うということも今回教えていただいて、本州では、割と大径木が被害に遭っていますが、道内では、もっと細い木でも被害に遭っているということですから、根本的には、この被害が拡がらないというのが一番良いと、私も思います。 4 被害木処理の実施主体について 「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」ではナラ枯れ被害木が民有林で発見された場合、その処理の責任の所在について、例えば被害継続地域では、現地到達ができない箇所を除いて、二次被害が懸念される箇所を重点的に処理するとしていまして、その実施主体は森林所有者としています。被害拡大の影響の大きさを鑑みれば、被害状況によって 4 つに区分されたいずれの地域においても、むしろ積極的に市町村が関わり、道としては、財政的な支援をするべきと考えますが、見解を伺います。	○ 立原森林計画担当局長 被害木の利活用についてでございますが、道内における被害は、発生からまだ 3 年であり、被害木は森林内で単木的に点在していることや、路網が近くはないなど、被害木を林外へ搬出するのが困難な箇所での被害が多いこと、被害地域が道南地域の一部に限られていることなどから、道では、被害地域拡大の防止を徹底する観点から、被害木の処理を優先しているところでございます。 ○ 笹岡森林整備課長 被害木処理の実施主体についてでございますが、被害木の処理については、森林所有者又は管理者が行うことが前提となりますが、被害木を早期に処理して、被害地域の拡大を抑制するためには、行政機関も関わり、被害状況に応じて地域を区分して、効果的に被害木処理を実施することが重要であります。 このため、道では、本年 3 月に策定いたしました「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」に、行政機関の労務や財政上の負担も勘案し、被害地域の拡大に影響する可能性が高い被害先端地域や、被害継続地域のうち、枯れた被害木の落枝・倒木の発生などにより二次災害の可能性がある森林では、行政機関が積極的に関わり被害木の確実な処理を行うことについて、盛り込んだところでございます。 また、市町村が実施する、基本方針に基づく森林内における被害木処理費用に対し、国の事業も活用し支援を行っているところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(二) 被害予防について 次にもっとも大事な被害予防ですけれど、道内は本州と比較して、細い樹木でも被害を受けているようです。いずれにしても、利用に適したナラ類の利用促進は被害拡大防止の点でも重要と考えています。この点についてどのように取り組むのか、また利用にあたっては、未被害木であっても伐採、搬出、及び製材の時期などにも注意が必要ということですが、その概要も併せて伺います。	○ 笹岡森林整備課長 未被害木の利用についてであります、ナラ枯れ被害の予防には、被害を受けていないナラ類等を伐採し、木材としての利用を進めることが有効です。 このため、道では、被害地周辺の市町村に対し未被害木の伐採を促すための区域設定を働きかけてきたところでありまして、今後、基本方針に基づき、所有者に対し林分の若返りに向けた未被害木の伐採を促すとともに、家具材や薪炭材など、未被害木の利用を推進してまいります。 一方、被害の拡大防止には、人為的なカシナガの拡散を防ぐことが重要であるため、道では、未被害木であっても、被害地域ではカシナガの脱出時期には極力伐採しないこと、伐採した場合は、速やかに林外に搬出し、被害地域から未被害地域へは極力移動を行わないこと、搬出した材の製材は、カシナガが脱出する前の５月末までに極力行うこと、などについて事業者や団体の皆様に協力を働きかけているところです。
(三) 周知の方法と相談窓口について 被害の拡大防止には、該当する地域の住民を含め、多くの関係者の協力が重要で、被害木にあつては処理のタイミングを逃さないためにも、広く情報提供をお願いする必要がありますが、どの様に周知をしているのか。また、民有林などでは予防対策を含めた相談窓口はどこになるのか伺います。	○ 笹岡森林整備課長 情報提供の周知方法などについてであります、道では、ナラ枯れ被害のおそれがある樹木について、より多くの情報を把握できるよう、市町村や事業者などに対し、関係機関が参画する対策会議や、地域での意見交換の場などにおいて、業務で入林した際に得た情報の早期提供を求めるとともに、道のホームページを活用し、広く道民の皆様に周知し、情報提供を呼びかけてきたところです。 また、ナラ枯れ被害のおそれがある樹木の情報の提供やナラ枯れ被害に関する相談や問い合わせを受ける相談窓口は、水産林務部林務局森林整備課又は最寄りの振興局産業振興部林務課としておりまして、これらの窓口の周知は会議やホームページでの情報提供の働きかけと併せて行っています。
(四) 今後の森林保全と道産材利活用促進について 道内では、大径木でなくても被害が出ているということで、被害拡大によって、木材資源の減少や景観への影響だけでなく、山地災害防止などの機能低下も懸念されるということでした。道民の財産でもある森林資源の保全と、被害を防止しながら利活用を促進するために、今後どのように取り組むのか、伺います。	○ 立原森林計画担当局長 今後の取組についてであります、ミズナラなどのナラ類は、山地災害防止や生物多様性保全などの公益的機能を有する森林を構成する広葉樹資源であるとともに、家具材や薪炭材など様々な用途としても利用されており、ナラ類等を被害から守るためには、国や道、市町村、林業・木材産業事業者などが連携して対策に取り組むことが重要であります。 このため、道といたしましては、道内における被害地域の拡大を抑えるため、本年３月に策定した「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」に基づき、関係機関との緊密な連携のもと、被害の的確な把握や被害木処理などに取り組み、本道の代表的な広葉樹であるナラ類の保全に努めてまいります。 また、ホッカイドウ・ウッドブランドを活用し、木材団体とともに、広葉樹材の魅力発信を一層進めるなど、未被害木の有効活用にも積極的に取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
三 秋サケ資源について サケ資源は年々減少が進行していて２０１６年に来遊数が３千万尾を下回り、本年は１１月時点で６００万尾台と深刻な状況であるということで、これまで減少が緩やかであった地域でも壊滅的状況となっているのが大変心配です。豊頃町では、名産品の「鮭の飯寿司」を作ることが出来なくなって、水産加工業者にも影響が広がってきていると聞きました。地域経済を守る立場からも、サケ資源を守りつなぐ取り組みが求められているということで、以下質問をしていきます。 （一）これまでの対策について 減少が続いている状況に対し、これまでどのような対策を行ってきたのか、お答えください。 （二）過去の取り組みの評価について サケは回遊して元の海域や河川に戻るまで約４年かかると言われているとのことですが、４年前の取り組みの結果検証などはどのように行われているのでしょうか。 大変な手間をかけて科学的に分析をされているということでした。 （三）将来にわたって持続可能なサケ漁業への取り組みについて 今後、将来にわたって北海道の水産業の重要な一翼を担う、サケ漁業をどのように守っていくのか、特に担い手となる漁業者と協働し、これまで同様の協力体制を築くことはもちろんのこと、将来の担い手確保策に重点を置かなければ、サケが戻ってきたとしても担い手がいけないという事態を招きかねないと危惧するところです。 効果的な秋サケ資源対策はもちろんのこと、事業継続ができるだけの所得補償の充実等が必要と考えますが、どのように取り組むのか、お答えください。	○ 古明地サケマス・内水面担当課長 秋サケの資源対策についてであります。道では、昨年とりまとめた「資源対策の基本方向」に基づき、増殖事業団体が行う稚魚の飼育環境を改善するための施設整備に対する支援を行うとともに、昨年度、「さけますふ化放流マニュアル」を改訂し、さけますの増殖技術の向上を図るため、全道の増殖事業団体への普及などを行ってきたところです。 加えて、本年度から、回帰状況に関する調査結果に基づく稚魚の適期放流や、秋サケの回遊に適した海水温の下がる１０月以降に来遊する親魚からの資源づくりの強化に取り組むなど、試験研究機関や増殖事業団体と連携しながら、海洋環境の変化に対応した資源対策に取り組んでいるところであります。 ○ 古明地サケマス・内水面担当課長 取組結果の検証についてであります。国の試験研究機関や道総研におきましては、秋サケが、河川に遡上した親魚からふ化した稚魚が海に下りて、オホーツク海やベーリング海などを３年から５年程度回遊し、産卵のために生まれた河川に回帰する特性を利用し、ふ化場にて育成した稚魚の体内に標識を付け、サイズや時期などの条件を変えて放流して、４年後に産卵のために河川回帰する親魚の分析を行い、放流した稚魚の数と回帰した親魚の割合、いわゆる回帰率のデータを蓄積しながら放流効果の検証を行っております。 ○ 村木水産局長 持続可能なさけ定置漁業についてでございますが、本年の秋さけの来遊不振による、漁業生産額の大幅な減少はもとより、近年は物価高の影響を受けるなど、さけ定置漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、経営の安定化は重要な課題と認識をしております。 このため、道では、減収を補填する漁業共済・積立ぶらすや燃油価格の高騰に対応する漁業経営セーフティーネット構築事業について、国に対し、補償水準の見直しや国の負担割合の拡大など、制度の充実強化を働きかけるとともに、漁業者の方々に対し、協業化や統廃合などによる経営の効率化を促しているところであります。道としては、今後とも、持続的なさけ定置漁業の構築に向け、経営安定への支援に加え、海洋環境の変化に対応した資源づくりを進め、漁業者の皆様が将来にわたって安心して経営を継続できるよう取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(四) 中長期的なサケ資源への取り組みについて 取り組みの中には、結果が出るまでに時間がかかるものもあると思います。当然、中長期的見通しの取り組みが必要と考えるところですが、これまでどのように取り組み、また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。 自然相手なので、なかなか難しいところがあるのかなと話を聞いていて思いましたが、いつまでも美味しいサケが食べられるように皆様のお仕事の実るように祈っております。	○ 岡嶋水産林務部長 中長期的な取組についてでございますが、道では、これまで、全道の各海域において、効率的で安定的なふ化放流事業を推進するため、試験研究機関や増殖事業団体と連携し、5年ごとに「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針」を定めており、令和4年3月に定めた令和4年度から8年度までの中期方針において、増殖河川の指定や来遊資源の目標、稚魚放流数などを設定し、秋サケ資源の維持に取り組んできたところでございます。道としては、本年の来遊数の大幅な減少を踏まえ、今後、全道の増殖事業団体などと「持続可能なさけ増殖事業検討会」を立ち上げ、種卵の確保状況や回帰率などを踏まえた放流数や放流場所の見直しといった、安定的に増殖事業を進めるための中期的な方針について、検討を進めるなど、秋サケ資源の維持回復に向けて取り組んでまいります。